

# 介護福祉士修学資金保証制度のご案内

---

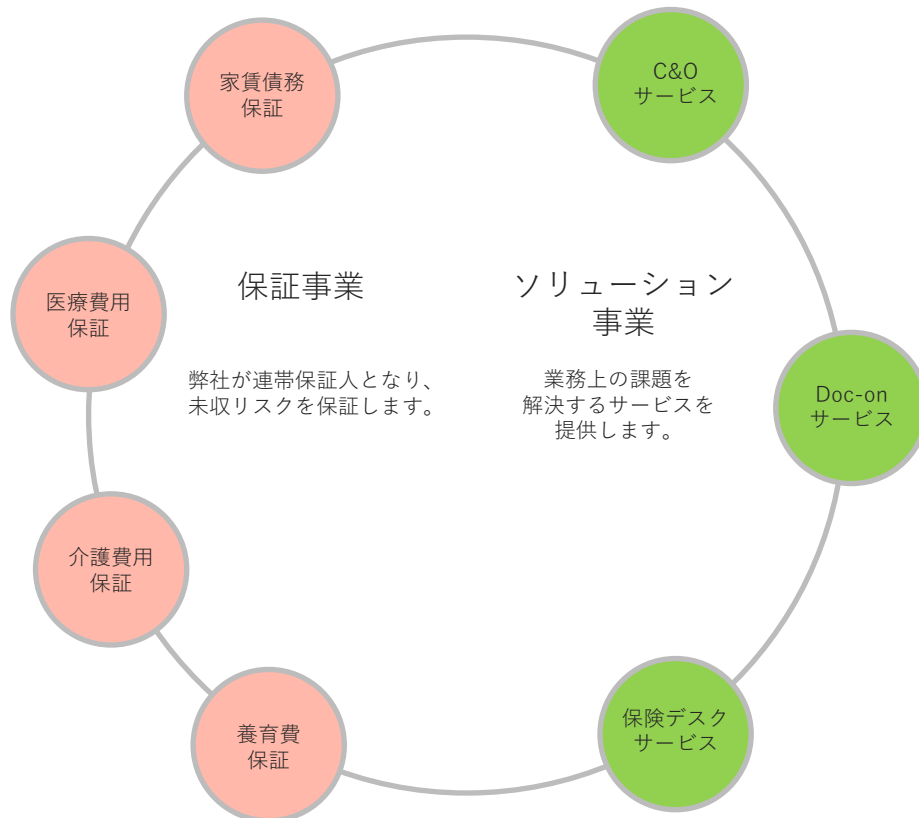
Ver.20250526



# 目次

|          |                               |      |          |                               |      |
|----------|-------------------------------|------|----------|-------------------------------|------|
| 1.       | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 2 p  | 5 - 3.   | 業務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 13 p |
| 2.       | 介護福祉士修学資金保証制度とは・・・・・・・・       | 3 p  |          | 貸付制度の申請・貸付制度契約・対象者リスト送付       |      |
| 3.       | スキーム概要について・・・・・・・・            | 4 p  | 5 - 4 a. | 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】・・・・・・・・ | 14 p |
| 4.       | 保証内容について・・・・・・・・              | 5 p  |          | 保証料請求書の受領～保証料の支払い             |      |
| 5 - 1 a. | 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】・・・・・・・・ | 6 p  | 5 - 4 b. | 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】・・・・・・・・   | 15 p |
|          | 利用登録申請～利用者IDの受領               |      |          | 保証料請求書の受領～保証料の支払い             |      |
| 5 - 1 b. | 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】・・・・・・・・   | 7 p  | 5 - 5.   | 業務フロー・・・・・・・・                 | 16 p |
|          | 利用登録申請～利用者IDの受領               |      |          | 退学・未就職卒業～未収発生～代位弁済            |      |
|          | 【補足】介護福祉士修学資金保証制度 利用登録申請書     |      | 5 - 6.   | 業務フロー・・・・・・・・                 | 17 p |
| 5 - 2 a. | 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】・・・・・・・・ | 9 p  |          | 退職～未収発生～代位弁済                  |      |
|          | 修学金保証制度利用の検討～保証申込～保証審査結果確認    |      | 6.       | 督促・回収方法について・・・・・・・・           | 18 p |
| 5 - 2 b  | 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】・・・・・・・・   | 10 p | 7.       | 導入フロー・・・・・・・・                 | 19 p |
|          | 修学金保証制度利用の検討～保証申込～保証審査結果確認    |      | 8.       | 会社概要／お問合せ先・・・・・・・・            | 20 p |
|          | 【補足】介護福祉士修学資金保証制度 申込書         |      |          |                               |      |
|          | 【補足】個人情報取扱いの同意及び保証委託に関する確認    |      |          |                               |      |

# 1. はじめに



弊社は2006年に家賃債務保証会社として創業いたしました。家賃債務保証については、大手賃貸不動産管理会社様をメインクライアントとし業容を拡大してまいりました。その後、保証ノウハウを生かし、総合保証会社として医療費用保証・介護費用保証・養育費保証を手掛けております。

弊社のもう一つの事業として、ソリューション事業があり、クライアント企業様の業務上の課題を解決するサービスを提供しております。

この度弊社は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、介養協）と協業のうえ、介護福祉士等修学資金貸付制度（以下、貸付制度）における保証制度を構築いたしました。

人手不足は社会全体の問題でもあります。介護業界は慢性的な人手不足といわれております。

厚労省が発表した「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要性について」によれば、

- ・2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
- ・2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））

※（）内は2022年度（215万人）比の介護職員を確保する必要があると推計されています。

また、介護福祉の専門職である介護福祉士の養成も喫緊の課題であるといえます。

弊社は保証制度を通じ介護福祉士養成の一助になることで、介護業界の発展に寄与したいと存じます。

## 2. 介護福祉士修学資金保証制度とは

### 連帯保証契約の現状

貸借契約において、債権者が債務者に対して連帯保証を求めることは従来からよくあることです。旧来の連帯保証は債務者の親族等となる人的保証が一般的でしたが、現在は多くの貸借契約において機関保証が活用されています。

特に改正民法の施行（2020年4月）後は、人的保証を廃止し機関保証へ全面切替えする傾向が顕著です。

#### 【連帯保証が求められる主な貸借契約】

- ・ 賃貸不動産の賃貸借契約
- ・ 住宅ローンの金銭消費貸借契約
- ・ 奨学金の返還誓約書

いずれも機関保証が主流

### 介護福祉士等修学資金貸付制度の課題

介護福祉士等修学資金等貸付制度（以下、貸付制度）を利用するにあたり、連帯保証人は必須となっています。

貸付制度においても人的連帯保証人以外の法人保証（機関保証）を導入しています。特に外国人留学生の場合、日本国内に在住する人的な連帯保証人を見つけることが困難なため法人保証制度が利用されています。一方で法人保証の引受企業（主に介護施設）には債務リスク等の大きな負担があり、経済的な制限もあるため連帯保証ができる件数にも限度があり、貸付制度の利用が進まないネックになっています。

介護人材の確保は社会的な課題であり、特に外国人材の受入れは必須事項であることから貸付制度の利用促進をすることが重要です。

### □ 介護協専用 介護福祉士修学資金保証制度とは

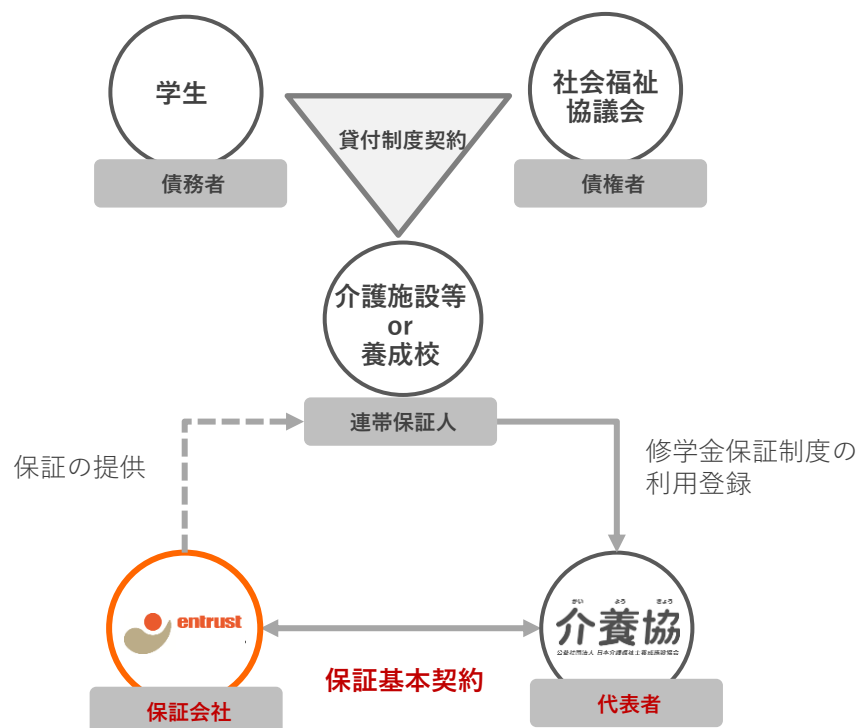
貸借契約等において連帯保証を人的保証から機関保証に切り替わることは自然な流れであり、上記のとおり実際に多くの貸借契約等で機関保証が活用されています。

貸付制度においても機関保証（法人保証）を認めておりますが、介護施設様等が学生（債務者）の連帯保証を行い経済的なリスクを一手に引き受けることは、介護施設様等の大きな負担であるといえます。

介護福祉士修学資金保証制度（以下、修学資金保証制度といいます）とは、介護施設様の経済的リスクを取り除き、貸付制度の利用を促進させるものです。

### 3. スキーム概要について

スキーム図



補足説明

貸付制度における契約関係及び法人保証の手続きは現状と同様です。修学資金保証制度を利用することによる契約関係の変更等はありません。

これまで通り、社会福祉協議会（債権者）・学生（債務者）・介護施設等or養成校（連帯保証人）の三者で介護福祉士修学資金借用証書を締結いただきます。

**貸付制度の連帯保証人（介護施設等or養成校。以下、連帯保証人といいます）は、**介養協へ修学資金保証制度の利用登録申請を行います（介護施設等の場合は養成校経由で申請してください）。登録が済みますと貸付制度の連帯保証人となる際に修学資金保証制度の利用が可能です。なお、利用登録することで介養協が連帯保証人の代理として、イントラストと保証基本契約を締結することに同意したことになります。

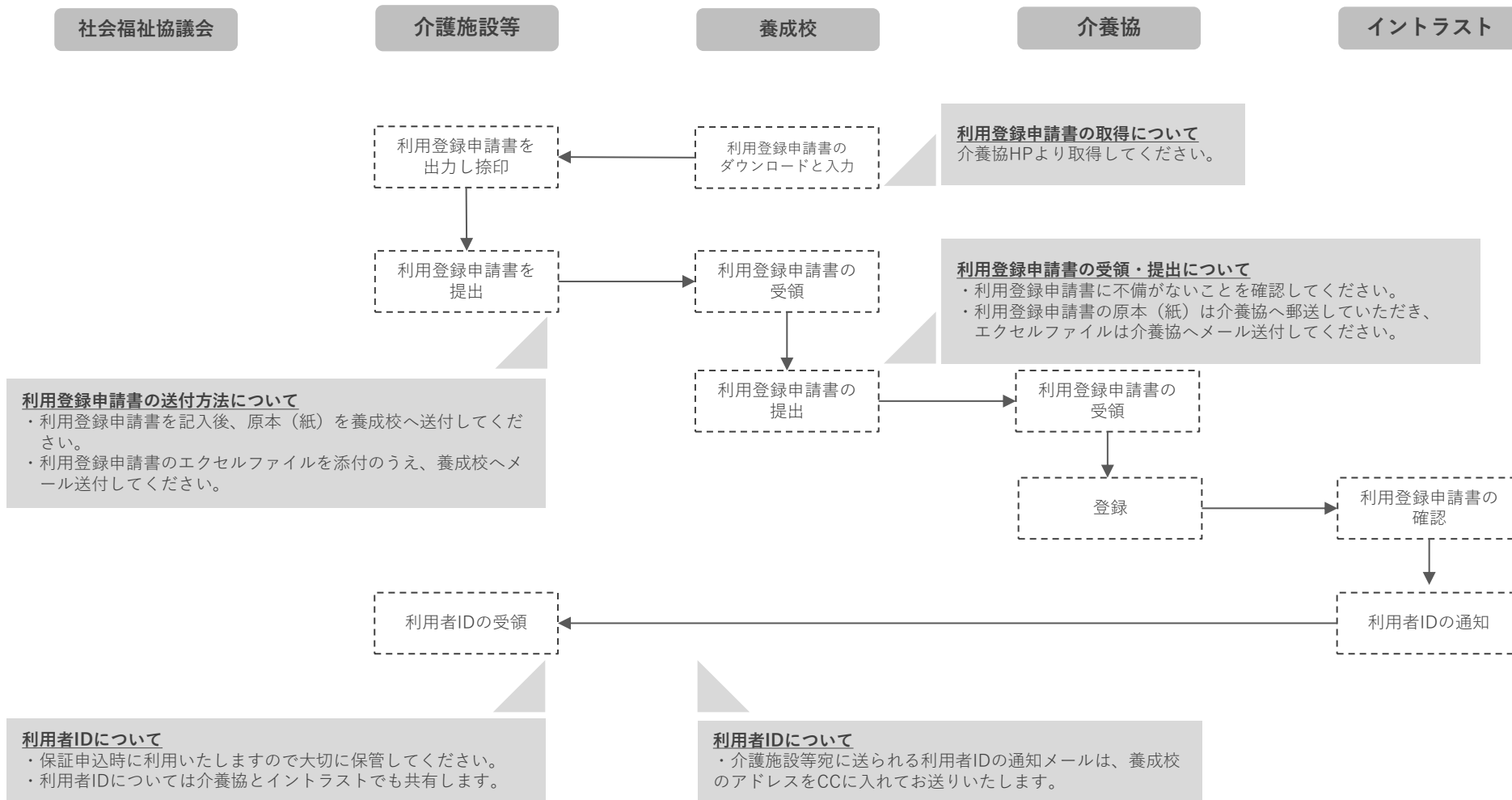
介養協は複数の連帯保証人の代理として、イントラストと保証基本契約を締結いたします。

## 4. 保証内容について

|      |                                                                                                                                                     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 貸付制度利用者全て<br>※外国籍の方を含みます。<br>※反社会勢力に該当した場合は免責です。<br>※当面は二年制の学生を対象とします。                                                                              | 審査  | 学生に対して審査を実施します。<br>審査方法等は、弊社規定によります。<br><br>※審査時間は1日程度かかります。<br>※審査可否の詳細についてのお問合せにはご回答できません。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保証期間 | 貸付制度契約日（保証開始日）～返還免除対象業務完了日（保証終了日）<br><br>※返還免除対象業務とは、養成校卒業後5年間継続して所定の都道府県内で介護福祉士または社会福祉士として従事することで貸付制度の返済が全額免除される業務をいいます。                           | 保証料 | 保証料総額：189,000円（通常7年間の分割払い）<br>保証料/年：27,000円<br><br>初年度：イントラストから請求書を受領した月の翌月末までに支払い<br>2年目以降：4月末日までに支払い<br><br>返還免除対象業務の期間は5年を基準としております。<br><b>貸付事業規則や貸付契約の定めに基づき、貸付金返還債務が免除され、返還免除対象業務期間が短縮される場合は、イントラストへ通知してください。</b><br><br>この通知を受けて、イントラストは、貸付金返還債務が免除された月が属する年より後の年に請求予定の分割払い保証料を請求免除いたします。<br>なお、次年度以降の保証料の請求免除に関して、返還免除が決定した日から90日以内にイントラストに通知をいただけない場合は、返金及び請求除外をすることは致しかねます。 |
| 保証範囲 | 貸付制度における、以下の費用<br>・学費分<br>・入学準備金<br>・就職準備金<br>・介護福祉士国家試験受験対策費                                                                                       |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 保証限度 | 170万円／人                                                                                                                                             |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 代位弁済 | <u>代位弁済金請求期日（連帯保証人⇒イントラスト）</u><br>社会福祉協議会より代弁済請求を求められてから10日以内にイントラストへ代位弁済金請求をしてください。<br><br><u>代位弁済金支払期日（イントラスト⇒連帯保証人）</u><br>代位弁済金請求後、1ヶ月程度で送金します。 | その他 | 修学資金保証制度を利用するにあたり<br>・利用を希望する場合は、利用登録申請をします。<br><b>介護施設等が連帯保証人になる場合は、養成校経由</b> で介護協へ修学資金保証制度登録申請書を提出してください。<br>・ <b>養成校が連帯保証人になる場合は、自ら</b> 介護協へ修学資金保証制度登録申請書を提出してください。<br><br>・修学資金保証制度の申込をする場合は、年度単位で全ての新規法人保証案件について修学資金保証制度へ申し、イントラストが引受承認にした案件については修学資金保証制度を利用していただきます。                                                                                                           |

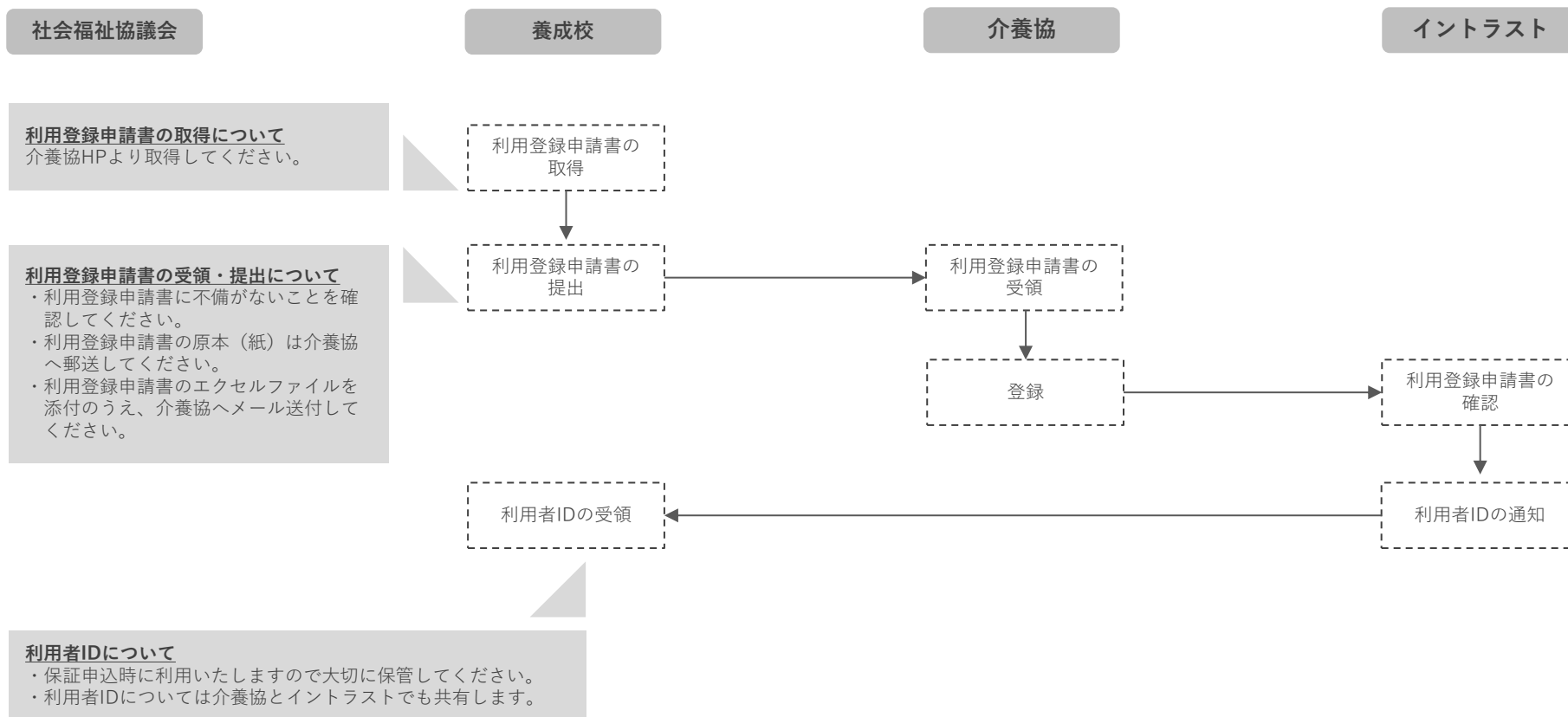
## 5-1a. 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】

### 利用登録申請～利用者IDの受領



## 5－1b. 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】

### 利用登録申請～利用者IDの受領



# 【補足】利用登録申請書について

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 御中  
株式会社イントラスト 御中

## 介護福祉士修学資金保証制度 利用登録申請書

介護福祉士修学資金保証制度（以下、修学資金保証制度といいます）を利用したく、以下の通り申請いたします。

### 申請者が介護施設等の場合

申請者欄は介護施設様のご情報をご入力ください。  
申請者欄も養成校使用欄もすべて入力のできた状態で印刷のうえ、捺印とレ点チェックをお願いいたします。  
利用登録申請書のエクセルファイルはメールにて、原本は郵送にて養成校に送付して下さい。

### 申請者が養成校の場合

申請者と養成校（養成校使用欄に記載の学校）は同一校とします。申請者欄・養成校欄ともにご入力をお願いいたします。

△どちらが連帯保証人であっても、本申請書はレ点チェックを除き、手書き入力はおやめください。

|                   |                        |                       |           |
|-------------------|------------------------|-----------------------|-----------|
| 申請者               | 申請は福祉施設・養成校ごとに行ってください。 |                       |           |
| 申請日<br>(西暦)       | 0 年 0 月 0 日            | 法人HP                  | 0         |
| フリガナ              | 0                      | フリガナ                  | 0         |
| 法人名               | 0                      | 代表者                   | 0 印       |
| 〒                 | 0 - 0                  |                       |           |
| 本社<br>所在地         | 0                      | 本社<br>電話番号            | 0 - 0 - 0 |
| フリガナ              | 0                      |                       |           |
| 施設名<br>or<br>養成校名 | 0                      | 施設HP                  | 0         |
| 〒                 | 0 - 0                  | フリガナ                  | 0         |
| 施設・養成校<br>所在地     | 0                      | 担当者名                  | 0         |
| 電話番号<br>(携帯推奨)    | 0 - 0 - 0              | メールアドレス<br>(共有アドレス推奨) | 0 @ 0     |

**確認事項** 以下の事項にご承諾いただいたうえ、全ての項目にチェック（☑）をお願いいたします。

- ☐ 修学資金保証制度の申込をする場合は、年度単位で全ての新規法人保証案件について修学資金保証制度へ申込し、イントラストが引受承認にした案件については修学資金保証制度を利用いたします。
- ☐ 修学資金保証制度の保証基本契約書（別紙含む）の内容について承諾しました。  
※保証基本契約書は介護協HPに掲載しております。
- ☐ 申請者が介護協及びイントラストへ提供する個人情報については、申請者の責任において本人から同意を取得し、その他「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月3日法律第57号）」に定める手続きを経ていることを誓約します。
- ☐ 保証会社との保証基本契約（別紙含む）締結については、介護協へ委任いたします。
- ☐ 介護協が、イントラストから本制度の普及活動や申込手続き等にかかる業務を受託し、個別保証契約の締結に応じて報酬を受ける関係にあることを認識した上で、介護協が申請者の代理として保証基本契約を締結することを承諾します。

|                |           |         |       |
|----------------|-----------|---------|-------|
| 養成校使用欄         | 0         |         |       |
| 養成校名           | 0         | 担当者名    | 0     |
| 電話番号<br>(携帯推奨) | 0 - 0 - 0 | メールアドレス | 0 @ 0 |

上記いずれの場合も、養成校はエクセルファイルはメールにて、原本は郵送にて速やかに介護協へ送付してください。

【送付先】  
宛先：公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士修学資金保証制度事務局宛  
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目3-10 藤和シヤィコープ御茶ノ水2階  
メールアドレス：shugakushikin@kaiyokyo.net

## 【入手先】

介護協HPより入手してください。  
URL：<https://kaiyokyo.net/guarantee/>

## 【ご記入・ご提出方法について】

### 申請者が介護施設等の場合

申請者欄は介護施設等の情報をご入力ください。  
申請者欄も養成校使用欄もすべて入力のできた状態で印刷のうえ、捺印とレ点チェックのみ手書きでお願いいたします。  
利用登録申請書のエクセルファイルはメールにて、原本は郵送にて養成校へ送付をお願いいたします。

### 申請者が養成校の場合

申請者と養成校（養成校使用欄に記載の学校）は同一校とします。  
申請者欄・養成校欄ともにご入力をお願いいたします。

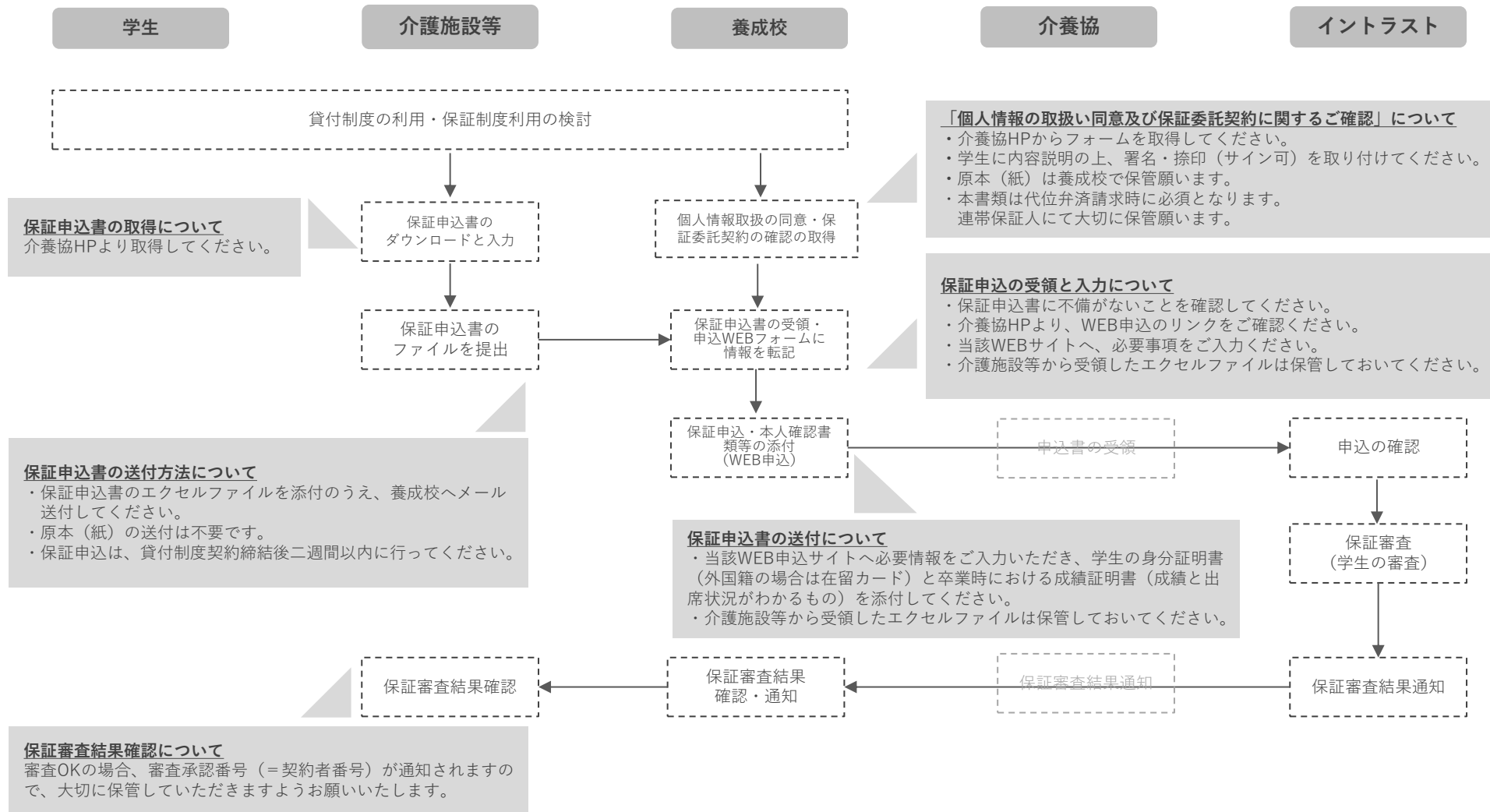
**△どちらが連帯保証人であっても、本申請書はレ点チェックと捺印を除き、手書き入力はおやめください。**

## 【介護協への提出方法】

上記いずれの場合も、養成校はエクセルファイルはメールにて、原本は郵送にて速やかに介護協へ送付してください。

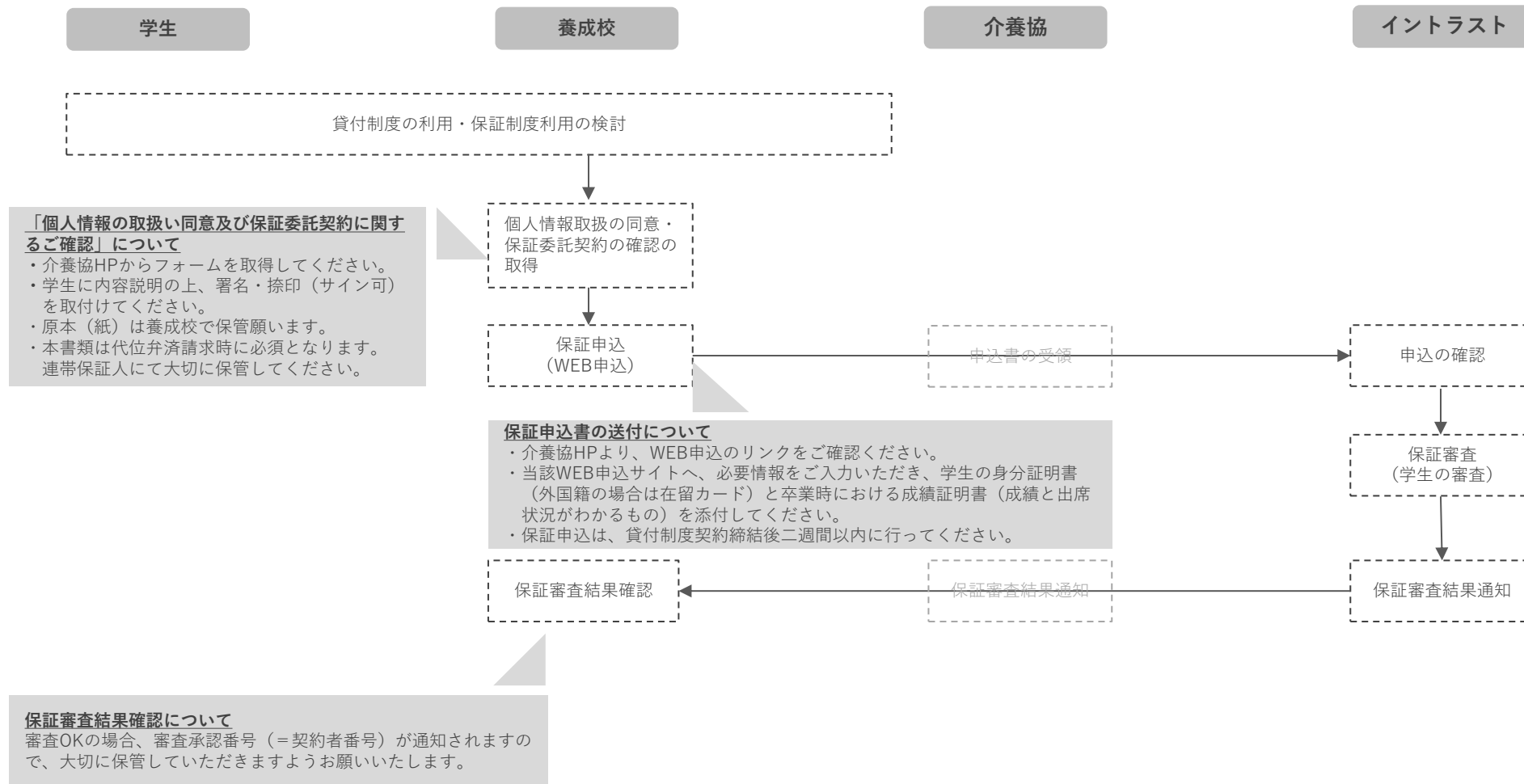
## 5-2a. 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】

### 修学金保証制度利用の検討～保証申込～保証審査結果確認



## 5-2b. 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】

### 修学金保証制度利用の検討～保証申込～保証審査結果確認



# 【補足】修学資金保証制度申込書について

株式会社イントラスト 御中

介護福祉士修学資金保証制度 申込書（申請者が介護施設等用）

申込送付先 養成校名

次の学生の修学資金貸付契約について、介護福祉士修学資金保証制度に申込いたします。

| 申請者           |       |
|---------------|-------|
| 申込日（西暦）       | 年 月 日 |
| 利用者ID         |       |
| 法人名           |       |
| 施設名           |       |
| 担当者名（フリガナ）    |       |
| 担当者名          |       |
| 電話番号（携帯推奨）    |       |
| メールアドレス       |       |
| 学生            |       |
| 氏名（フリガナ）      |       |
| 氏名            |       |
| 国籍            | 性別    |
| 住所            |       |
| 生年月日（西暦）      | 年 月 日 |
| 携帯電話番号        |       |
| メールアドレス       |       |
| 入学日・入学予定日（西暦） | 年 月 日 |
| 日本語能力         |       |

<記入及び送付に際しての注意事項>

介護施設等にて：申請者欄等を記入し、エクセルファイルを添付のうえ、学生が在籍する養成校へメールを送付してください。

養成校にて：介護施設等よりメール受領後、WEB申込フォームに申請者・学生情報を転記の上、養成校情報をご入力ください。  
その際、以下の必要書類もWEB上でアップロード願います。  
申込WEBサイトのURLは介護協のHPをご確認ください。

【お申込み時にイントラストへご提出が必要な書類】

- ☐ 学生の出身校の卒業時における成績証明書（成績と出席状況がわかるもの）
- ☐ 学生の本人確認書類（学生が外国籍の場合は、在留カード）

【送付先】

宛先：株式会社イントラスト 審査部  
メールアドレス：sinsa@entrust-inc.jp

## 【入手先】

介護協HPより入手してください。

URL：<https://kaiyokyo.net/guarantee/>

<記入及び送付に際しての注意事項>

介護施設等にて：申請者欄等を記入し、  
エクセルファイルを添付のうえ、学生が在籍する養成校へメールを送付してください。

養成校にて：介護施設等よりメール受領後、WEB申込フォームに申請者・学生情報を転記の上、養成校情報をご入力ください。その際、以下の必要書類もWEB上でアップロード願います。  
申込WEBサイトのURLは介護協のHPをご確認ください。

## 【お申込み時にイントラストへご提出が必要な書類】

- ☐ 学生の出身校の卒業時における成績証明書（成績と出席状況がわかるもの）
- ☐ 学生の本人確認書類（学生が外国籍の場合は、在留カード）

## 【補足】個人情報取扱い同意及び保証委託に関するご確認

### 介護福祉士等修学資金貸付制度を申込する学生の皆さんへ (個人情報取扱い同意及び保証委託契約に関するご確認)

▲▲介護施設株式会社（以下、当施設といいます）

●●養成学校（以下、当学校といいます）

●当施設又は当学校は、社会福祉協議会から修学資金の貸付けを受ける学生（以下、修学生）の修学資金の貸付金返還債務にかかる連帯保証人の役割をお引受けしております。

●当施設又は当学校は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、介護協といいます）を通じて株式会社イントラスト（以下、イントラストといいます）の介護福祉士修学資金保証制度（以下、修学資金保証制度といいます）に加入しております。

●万一、修学生が社会福祉協議会に対する貸付金返還債務を延滞した場合、当該修学生に代わりイントラストが貸付金返還債務をお立替いたします。その場合、イントラストによる修学資金保証制度の運営に必要な範囲で修学生の氏名・住所・その他の個人情報を当施設及び当学校から修学資金保証制度の事務を行っている介護協及びイントラストへ提供いたします。これらの情報は、当施設及び当学校からイントラストへの請求やその後のイントラストから修学生への請求のために使用されます。

●イントラストがお立替した貸付金返還債務についてはイントラストから修学生へご請求させていただきます。お支払いのスケジュールなどはイントラストが個別に相談いたしますので安心ください。

上記内容についてよくご理解いただきましたら、以下確認事項1、2をご確認ください。その上で、□にレ点をご記入願います。

**ご確認事項 1** 私は当施設及び当学校のホームページ上に掲載されている個人情報の収集・利用・提供等に関する同意条項に従い、当施設及び当学校が個人情報を取り扱うことに同意します。

**ご確認事項 2** 私は、社会福祉協議会の定める介護福祉士修学資金等貸付事業規則に基づいて社会福祉協議会に対して負う貸付金返還債務について、介護福祉士修学資金貸付にかかる申込書に連帯保証人として記載されている当施設又は当学校に対して連帯保証人となることを委託します。

☐ 私は上記確認事項1への同意、確認事項2の委任について承諾いたします。

年 月 日

ご署名

印

### 【入手先】

介護協HPより入手してください。

URL：<https://kaiyokyo.net/guarantee/>

### 【ご注意事項】

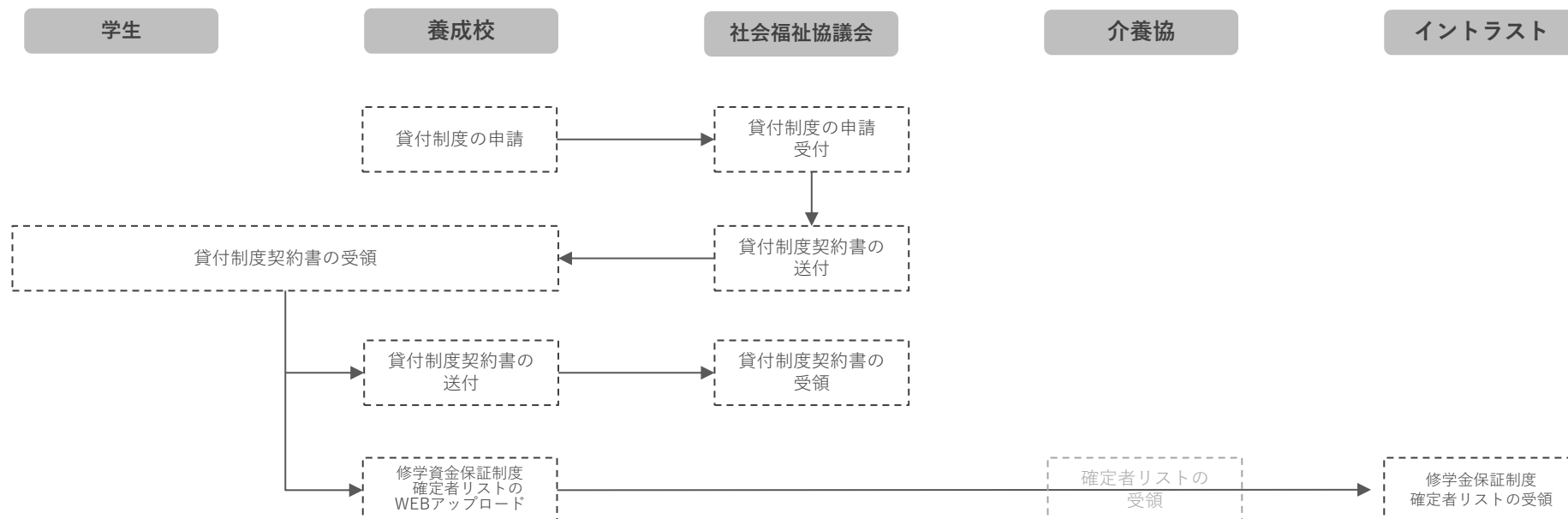
□「個人情報の取扱い同意及び保証委託に関するご確認」は法人保証の連帯保証人（介護施設等もしくは養成校）が介護福祉士修学資金保証制度を利用するにあたり、学生から取得する書類です。

□左記書類の▲・●を実際の介護施設等・養成校の名前に変換して利用してください。

□本書類は代位弁済の請求に必要になります。必ず学生から取得いただき、取得後の原本は連帯保証人（介護施設等もしくは養成校）にて大切に保管してください。

## 5-3. 業務フロー

### 貸付制度の申請・貸付制度契約・確定者リスト送付

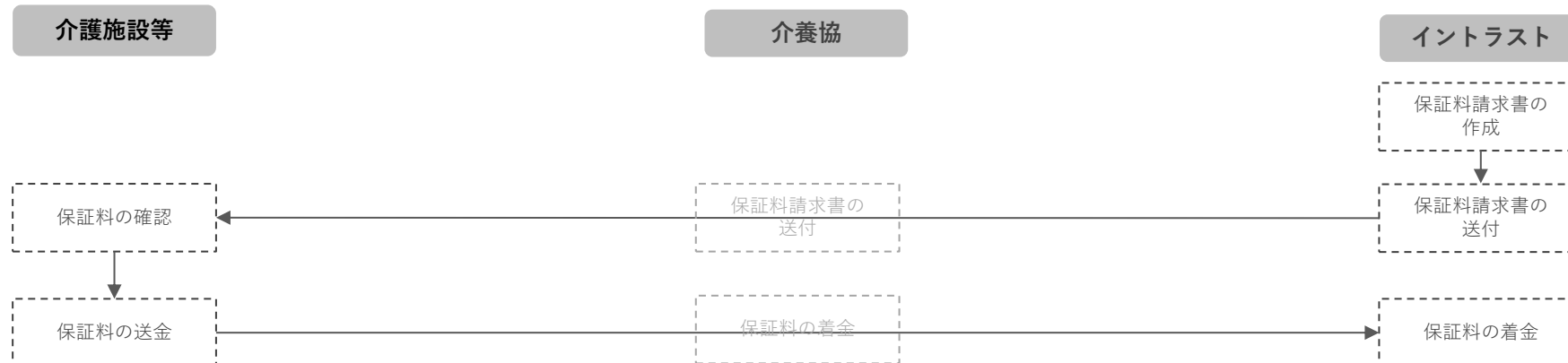


#### 修学資金保証制度 確定者リストについて

- ・介養協HPより取得してください。
- ・貸付制度の契約締結が確定した学生かつ修学資金保証制度を利用する学生のリストです。
- ・当該リストの通知をもって、個別保証契約が確定します。

## 5-4 a. 業務フロー【介護施設等が連帯保証人の場合】

### 保証料請求書の受領～保証料の支払い



#### □ 初年度保証料の請求・お支払い方法について

修学資金保証制度 確定者リストを受領後にイントラストで保証料請求書を作成し、介護施設等へメールにてお送りいたします。

お支払期日については、請求書にてご確認ください。

#### □ 2年目以降の保証料の請求・お支払い方法について

毎年3月末を目安に保証料請求書をメールにてお送りいたします。

お支払い期日は4月末までになります。

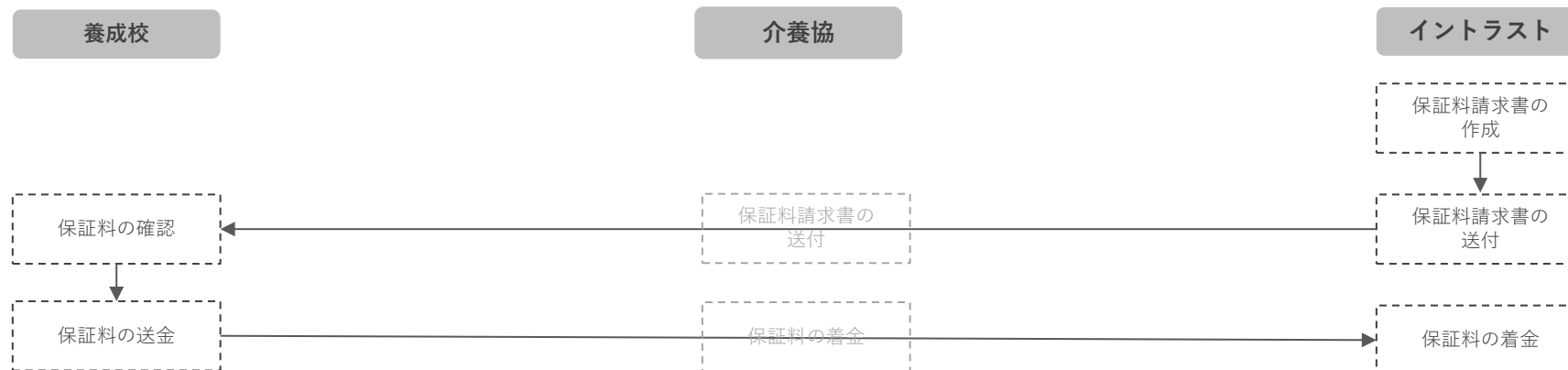
#### □ 返還免除対象業務が短縮された場合の保証料の請求・精算について（p.5の保証料の項目をご参照ください。）

1月末までに返還免除申請が受理された旨をイントラストに通知いただけますと、次年度の保証料請求書に当該契約分は含めず、保証料の請求を免除させていただきます。

1月末を過ぎてから、返還免除申請が受理された旨を通知する場合は、次年度の保証料は請求書通りに一度お支払いいただき、後日イントラストから返金とさせていただきます。なお、4月1日を1日でも経過する場合は、その年度の保証料は請求対象となります。

## 5-4b. 業務フロー【養成校が連帯保証人の場合】

### 保証料請求書の受領～保証料の支払い



#### □ 初年度保証料の請求・お支払い方法について

修学資金保証制度 確定者リストを受領後にイントラストで保証料請求書を作成し、養成校へメールにてお送りいたします。  
お支払期日については、請求書にてご確認ください。

#### □ 2年目以降の保証料の請求・お支払い方法について

毎年3月末を目安に保証料請求書をメールにてお送りいたします。  
お支払い期日は4月末までになります。

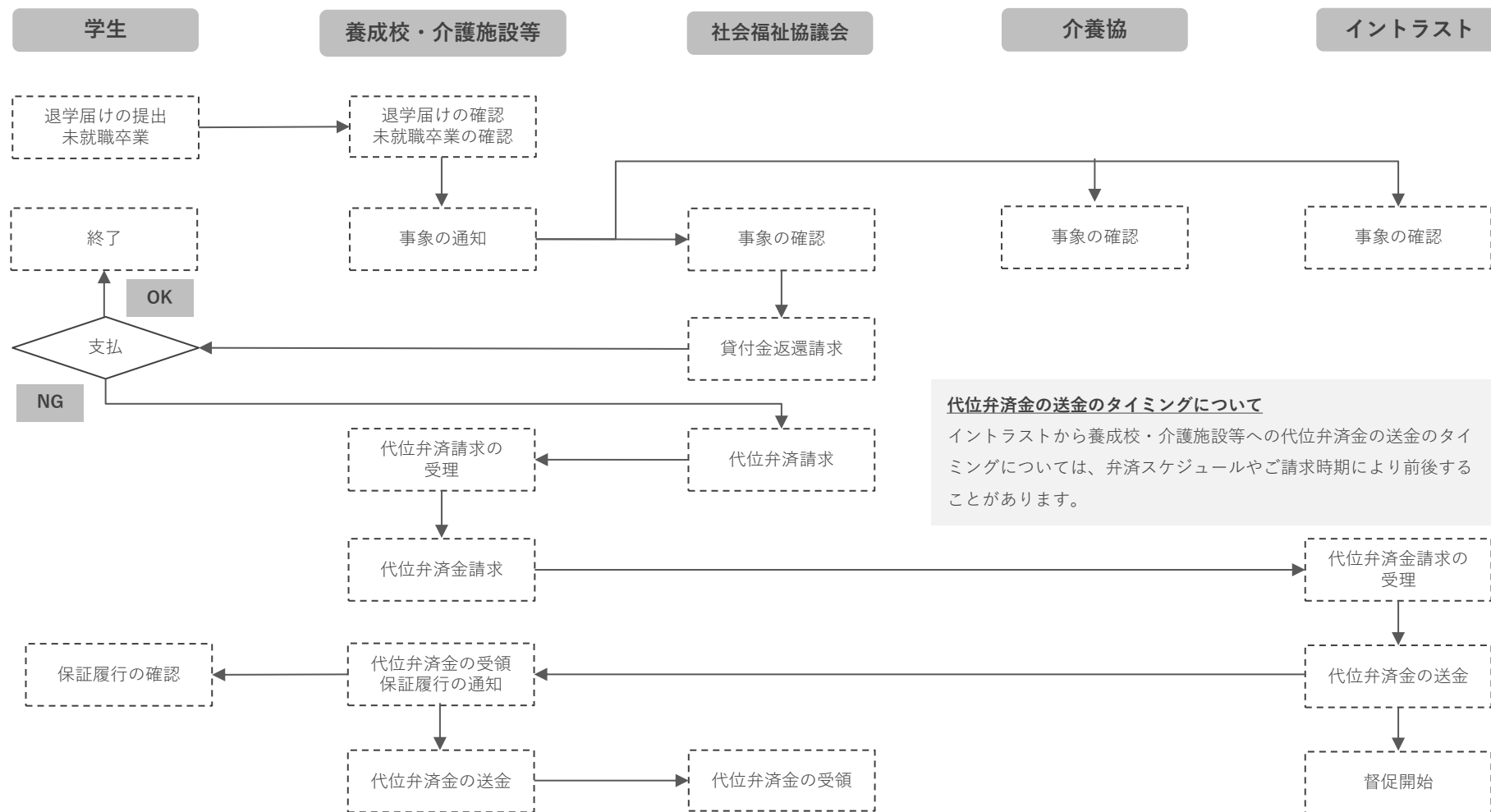
#### □ 返還免除対象業務が短縮された場合の保証料の請求・精算について（p.5の保証料の項目をご参照ください。）

1月末までに返還免除申請が受理された旨をイントラストに通知いただけますと、次年度の保証料請求書に当該契約分は含めず、保証料の請求を免除させていただきます。

1月末を過ぎてから、返還免除申請が受理された旨を通知する場合は、次年度の保証料は請求書通りに一度お支払いいただき、後日イントラストから返金とさせていただきます。なお、4月1日から1日でも経過する場合は、その年度の保証料は請求対象となります。

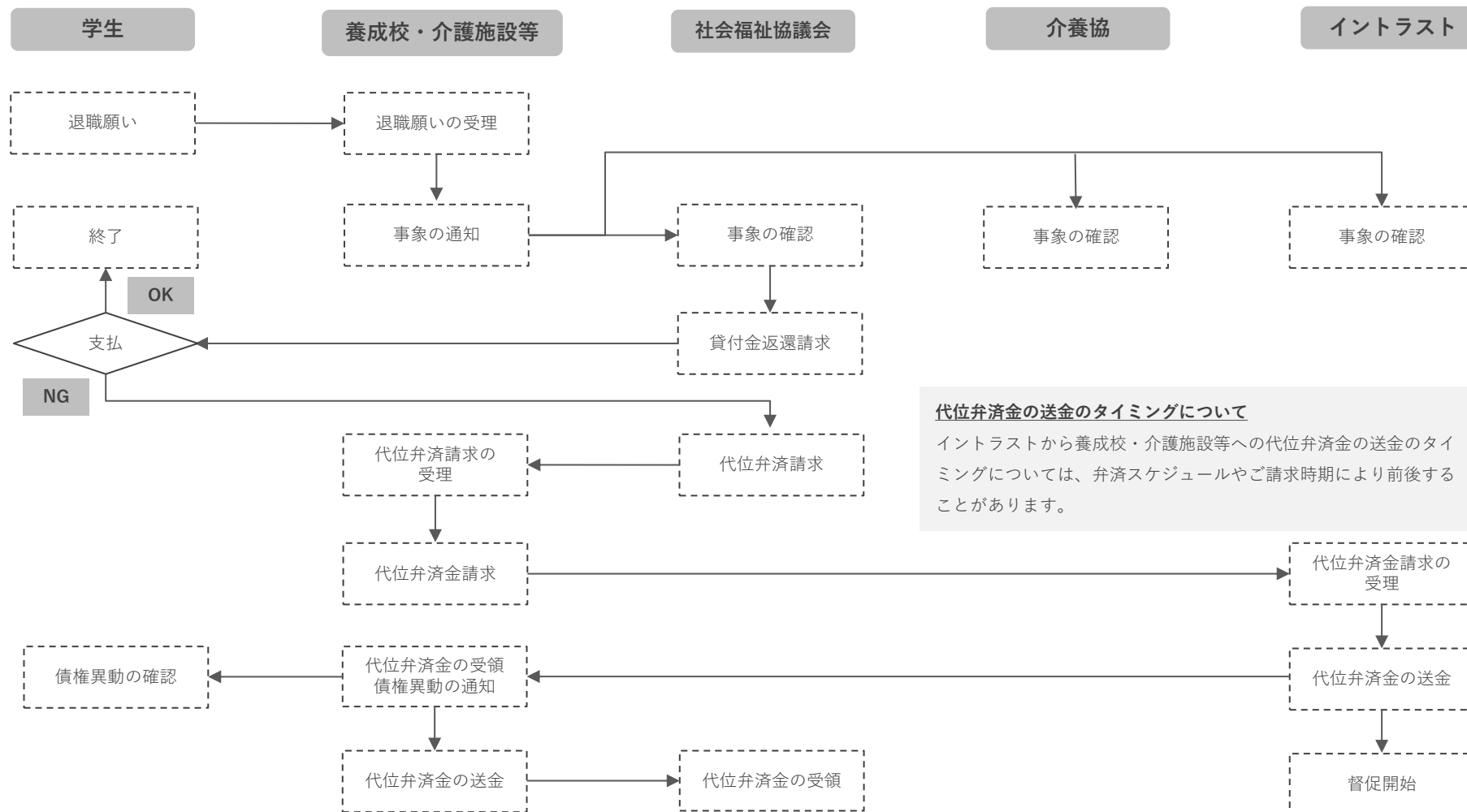
## 5-5. 業務フロー

### 退学・未就職卒業～未収発生～代位弁済

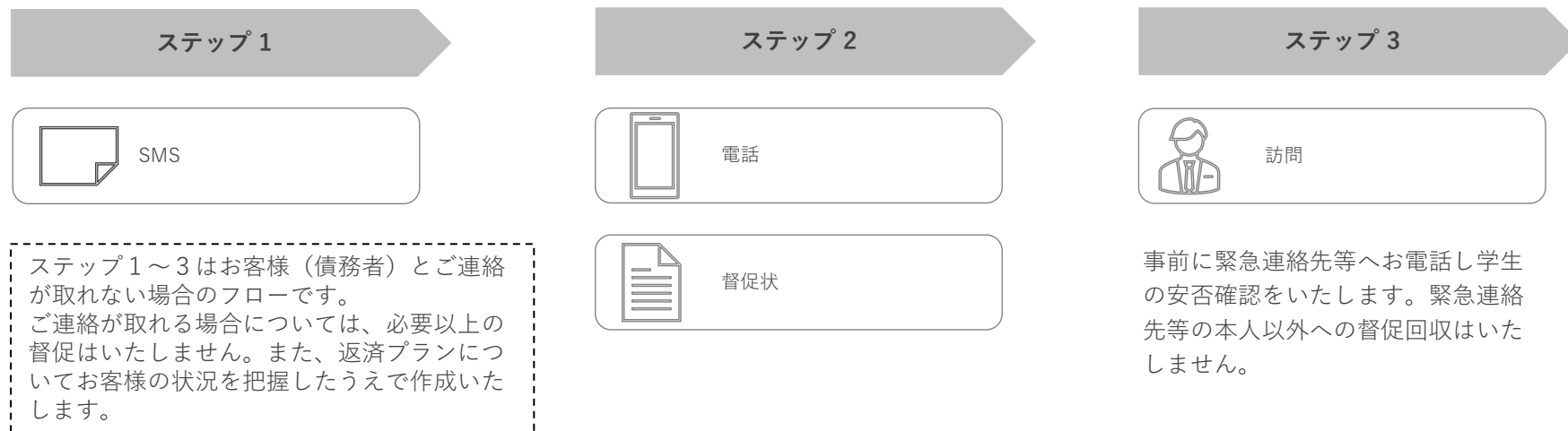


## 5-6. 業務フロー

### 退職～未収発生～代位弁済



## 6. 督促・回収方法について



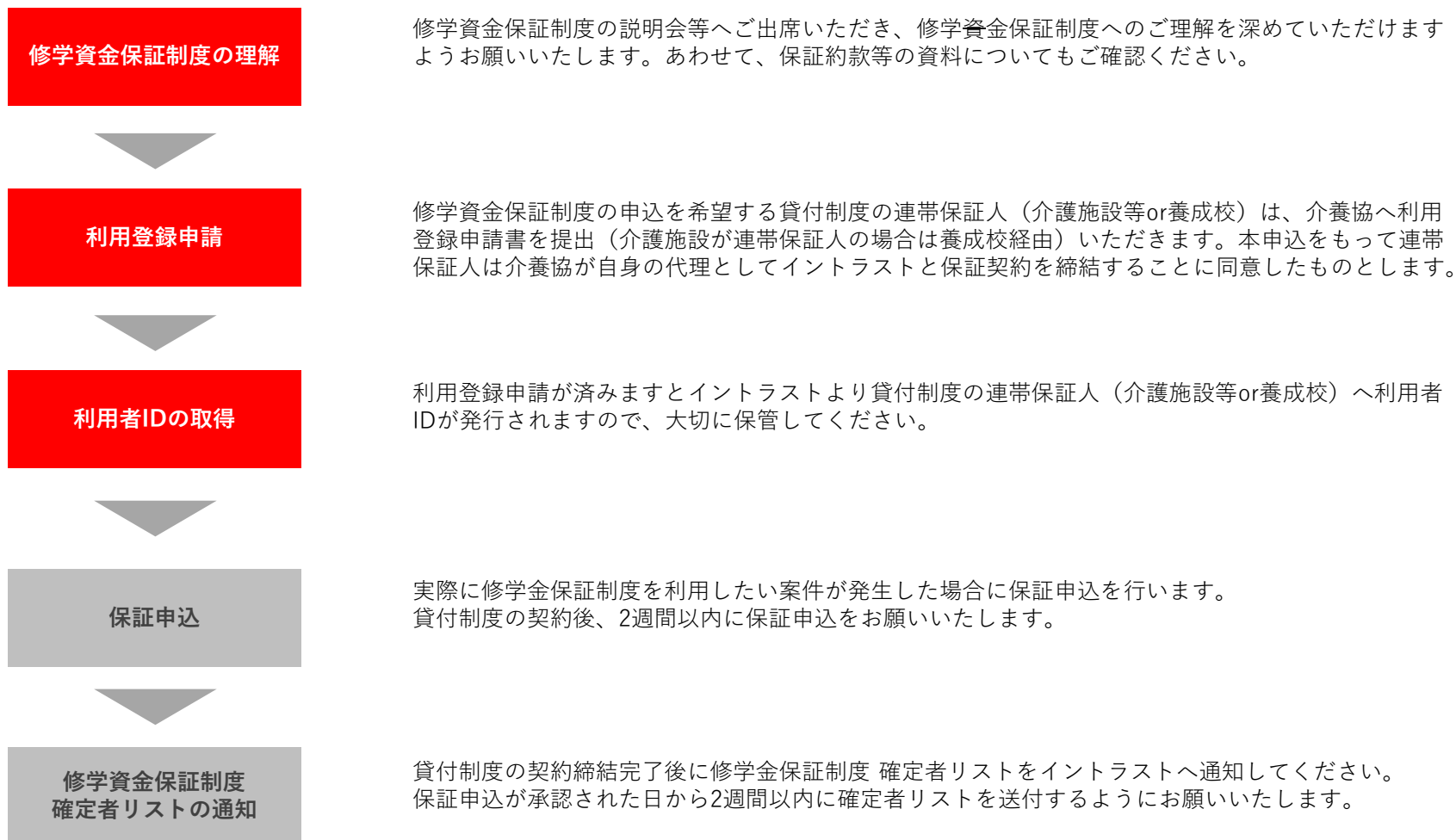
### □ 督促・回収方針について

弊社は創業以来コンプライアンスを徹底しております。上記は一例であり、ご連絡が取れる場合は訪問等は実施しません。

現在、「家賃債務保証・医療費用保証・介護費用保証・養育費保証」を営んでおり、いずれの事業においても大きな事故を起こすことなく継続しております。介護施設等・養成校・介養協のイメージを損なわないきめ細やかな督促回収を実施いたします。

- 親身になって返済プラン（分割返済可能）を提示いたします。
- 督促回収については弊社で実施いたしますが、必要に応じて介養協・養成校・介護施設（連帯保証人）に相談のうえ進めます。
- 督促回収履歴はシステムログ及び録音をしております。万一トラブルが発生した場合は、介養協・介護施設等・養成校へ開示可能です。

## 7. 導入フロー



## 8. 会社概要／お問合せ先

最後までご覧いただきまして、誠に有難うございました。  
ご不明な点などがございました際には、お気軽にお問い合わせください。

### 株式会社イントラスト

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 上場市場  | 東京証券取引所 スタンダード市場 (7191)                         |
| 本社所在地 | 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル2階                       |
| 設立    | 2006年3月 (3月決算)                                  |
| 資本金   | 10億45百万円                                        |
| 従業員数  | 279名 (アルバイト・パート含む)                              |
| 事業内容  | 保証事業およびソリューション事業                                |
| 主な拠点  | 7拠点<br>(東京・秋田・仙台・富山・大阪・福岡・浜松)                   |
| 主要取引先 | 国立大学病院、公立病院、民間病院、介護施設<br>損害保険会社、信販会社、不動産管理会社 など |
| 加盟団体  | 公益社団法人全日本病院協会賛助会員<br>一般社団法人東京都病院協会賛助会員          |

※2023年10月20日時点



お問い合わせ先



株式会社イントラスト 開発企画部

Mail : [hosho\\_fukushi@entrust-inc.jp](mailto:hosho_fukushi@entrust-inc.jp)

営業時間：土曜・日曜・祝祭日を除く9時から18時まで